

三重県新風水害対策行動計画（仮称）（中間案）に対する パブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成26年12月25日（木）～平成27年1月23日（金）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、三重県防災対策部、三重の情報公開）への掲載
- (3) 市町及び防災関係機関あての意見照会
- (4) 防災企画・地域支援課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	0	9	9

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	6
第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～	6
第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～	0
第3章 計画の基本的な考え方	0
第4章 計画の基本事項	0
第5章 課題解決に向けた重点的取組	15
第6章 行動計画	3
参考資料	0
その他	0
合 計	30

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
① 文章の修正、記述の追加等により、計画に反映するもの	5
② 既に計画に反映しているもの	8
③ 今後の施策や事業の実施において検討・対応するもの	7
④ 何らかの理由で、計画案に反映することが難しいもの	9
⑤ その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	1
合計	30

(2) 意見とその対応

(全体的な意見)

	意見概要	対応
1	土砂災害対策を充実していただきたい。	② 第5章において、「土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進」、「土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進」等を「重点的取組2」に掲げています。ご意見をふまえ、土砂災害対策の推進に取り組んでいきます。
2	子どもたちへの防災教育の重要性とそれを教える教職員の教育の重要性や行動計画の記載が必要である。	② 第6章に、施策3「防災教育の推進」を設け、「防災ノート等の活用による防災教育の推進」、「教職員研修の充実」等の行動項目を掲げています。 ご意見をふまえ、引き続き、防災教育の推進に取り組んでいきます。
3	また、住民周知のための市町への支援も必要ではないか。	② 第6章に、施策14「市町防災力の向上に向けた支援」を設け、市町が取り組むハザードマップ（洪水・内水・土砂災害）の作成支援にかかる行動項目を掲げるなど、市町への支援に取り組んでいきます。 また、住民への防災啓発（周知）については、第5章の「重点的取組5」において、「風水害に関する防災啓発の推進」等の行動項目を掲げており、市町と連携して周知に努めていきます。

	意見概要	対応
4	<p>国から避難に関するガイドラインが示されたが、このガイドラインで示された避難の考え方について、県と市町が連携して住民周知を進める必要がある。</p>	<p>② 第5章の「重点的取組6」において、「市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進」という行動項目を掲げています。</p> <p>この取組を通じて、国から示されたガイドラインを活用し、市町に対して、避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の実施を促していくとともに、毎年、「三重県市町等防災対策会議」を開催し、市町が避難勧告等を発令する際の参考となるような情報交換や実際の運用における対応検証等を行っていく旨、明記しているところです。</p>
5 ・ 6	<p>災害対策基本法の一部改正により、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」としているが、中間案では、「災害時要援護者」という用語が多く用いられている。国の防災基本計画に沿った対応が必要ではないか。(他、同様の意見1件)</p>	<p>④ 平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成にかかる規定が新たに設けられたところですが、現状として、災害時要援護者という名称の方が、県民の皆さんをはじめ多くの関係者にとっては、より浸透・定着しているのではないかと思います。</p> <p>そのため、本計画の上位計画である「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」においても、災害時要援護者を定義したうえで、その名称を用いることとしており、本計画でも同様としたいと考えています。</p> <p>なお、前述した法律に基づく名簿につきましては、本計画においても、「避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進」という行動項目において、取組を掲げているところです。</p>

(第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～)

	意見概要	対応	
7	<p>「台風の発生傾向」の記述について、「気象変動監視レポート2013(気象庁)」を参考としていただきたい。特に、「台風の巨大化」については、気象庁において観測されていない。</p>	①	<p>ご紹介いただいたレポートを参考とするとともに、ご意見をふまえ、「台風の発生傾向」の副題を「巨大化する台風」から「強い勢力の台風が発生」に修正します。</p>
8	<p>「大雨の発生傾向」の記述について、「気象変動監視レポート2013(気象庁)」を参考としていただきたい。三重県内のアメダスによる観測回数は、台風等による変動が大きいことから変化傾向はないと推察される。</p>	④	<p>ご紹介いただいたレポートを参考として、短時間強雨発生回数のグラフに反映しました。</p> <p>なお、ご意見のあった変化傾向については、台風等による年々の変動はあるものの、より現実感を持って、強い雨の発生状況を読者に伝えていくため、過去30年間を10年単位で分け、1年あたりの平均発生回数を県において独自に算出して示したものですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
9	<p>「竜巻の発生状況」について、平成22年5月の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、竜巻注意情報の発表基準が変更されたことから、その前後の発表回数については、単純に比較することはできない。</p>	①	<p>ご意見をふまえ、「全国の竜巻注意情報の発表回数」のグラフについて、注意書きを加筆するとともに、本文を一部修正しました。</p>
10	<p>行動計画の中で雪害も一部記載があるが、雪害は対策の対象としているのか。もし、対象としているならば重点的取組や行動項目の記載が必要ではないか。</p>	②	<p>雪の被害については、本県にも大きな影響があった平成26年2月の大雪に伴う生活支障について、第1章及び第2章で記載しています。</p> <p>対策については、降雪に伴う孤立の発生という観点で、第5章の「重点的取組7」で触れるとともに、「孤立化を防止するための避難所等における整備促進」、「停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進」等の行動項目を掲げています。</p>

	意見概要	対応
11	伊勢湾台風のコラム記事について、写真の出典先を確認されたい。	⑤ 本写真については、「輪中の郷（桑名市）」から提供いただいたものを掲載しています。
12	被災市町の情報収集を行うため、県職員の市町への派遣をさらに充実していただきたい。	② ご意見については、平成26年台風第11号にかかる対応検証の中でも同様の意見が出されており、平成26年11月に公表した同検証結果の中で、「被害が予想される場合などの事前派遣も含めた具体的な運用については、今後とも各市町と調整のうえ対応する。」との旨、明記するとともに、本計画の第2章においても記載したところです。

（第5章 課題解決に向けた重点的取組）

	意見概要	対応
13	タイムラインは、各防災関係機関や住民が災害発生前から何をすべきかを把握し、行動することにより被害を軽減することを目的としている防災行動計画であり、有効なものとする。しかし、住民が避難行動を取れなければ意味がないため、「三重県版タイムライン」を策定する場合は、住民の行動について、重視したものとする必要がある。	③ タイムラインの検討においては、第5章に記載したとおり、まずは県災害対策本部による災害対応を中心として、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定に取り組んでいくこととしています。その検討にあたっては、県民の皆さんの事前の備えや的確な避難行動につながるようなものとしていきたいと考えています。
14	県においてタイムラインを導入するにあたっては、事前に市町等と十分協議を行った上で進めていただきたい。	③ ご意見をふまえ、市町をはじめ関係機関との協議を十分に行いながら、検討を進めていきます。
15	三重県防災情報プラットフォームの構築にあたっては、県から消防庁への報告を目的として、システム構築を行うと、市町の災害対策本部の手間が増える（二重でのシステム管理等）。市町の意見を十分に反映させて、県・市町双方の手間を減らすことができるシステムを構築していただきたい。	③ ご意見をふまえ、三重県防災情報プラットフォームの構築にあたっては、二重にシステム入力を行わなくて済むよう、十分に意見交換をさせていただき、県と市町が共に利用できるシステムにしていきたいと考えています。

	意見概要	対応
16	「学校における児童生徒の安全確保」について、保育園、幼稚園もあわせて検討しないのか。	<p>③ 台風接近時の直前対策については、検討と試行を繰り返し、効果を確認しながら水平展開していく必要があることから、まずは、児童生徒の安全を確保するための対策検討から、取組に着手していきたいと考えています。</p> <p>ご意見については、今後、市町とも協議していく中での検討課題とさせていただきます。</p>
17	広域避難についての課題認識が十分でない。木曾三川を渡っての避難となるため、交通渋滞対策が必要であり、また、県境を越えて他県からの避難民の受け入れも視野に入れた対応が必要である。	<p>① 県境を越える調整が必要な部分については、「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において検討を進めていることから、ご意見をふまえ、第5章の「重点的取組1」にその旨の記述を加筆しました。</p>
18	風水害に対しては、「先を見越した対応をとることが災害対応の主流になりつつあるのではないか。」との事例で、JR東海とJR西日本を挙げているが、いずれも賛否両論があるので、相応しくないと考える。	<p>④ 台風が接近した際、乗客の安全を考慮し、事前に運休告知を行う交通事業者の取組は、過去にも多くの事例があります。</p> <p>そうした中で、第5章で取り上げた事例は、これまでにない大規模な対応であったため、報道でも大きく取り上げられた旨を紹介したものです。</p> <p>先を見越し、減災につなげていく対応の一例として掲載したものですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご意見の趣旨をふまえ、「災害対応の主流になりつつある」との記載を、「災害対応において重視されてきている」との語句に修正しました。</p>
19 ・ 20	河川の水位情報の提供や浸水予測の取組をさらに進めていただきたい。(他、同様の意見1件)	<p>② 第5章の「重点的取組3」において、「迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）」という行動項目を掲げており、取組を進めていきます。</p>

	意見概要	対応
21	「垂直避難」についての周知を進めていく必要がある。	① ご意見をふまえ、「垂直避難」の考え方について、学識経験者に述べていただき、第5章の「重点的取組3」に、「有識者インタビュー」の記事を掲載しました。今後、本計画の周知を通じて、ご意見のあった周知についても進めていきます。
22	国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」で触れられている「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」の設定について、浸水面積が大きい河川や、今後、浸水想定区域を設定する河川から、検討を行ってはどうか。洪水時に垂直避難を行ってもよいエリアを示すのに役立つと思われる。	③ ご指摘の「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」については、平成26年3月に国が策定した「浸水想定区域図作成マニュアル（改訂版）」に設定方法が示されています。しかしながら、浸水想定を実施する際の基礎的な諸元である対象降雨の考え方等について、国が再検討を実施していることから、国土交通省をはじめ近隣県等においても、「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」の設定が進んでいないのが現状です。ご意見をふまえ、今後とも国土交通省等との情報共有に努め、新たに浸水想定区域図を作成する場合は、改訂版マニュアルに基づき、「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」を設定するほか、既に浸水想定区域図を作成済の河川について、見直しの必要性について検討していきます。
23	近年のゲリラ豪雨に対しての市街化区域の浸水対策や、内水ハザードマップについての記載について検討してはどうか。	④ 本計画では、紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨等によりもたらされた災害事例の検証などをふまえ、課題整理や対策検討を行っています。そのことから、内水氾濫の取組については、第6章において、施策5「風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）」を設け、「市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援」、「道路冠水対策の推進」等の行動項目を掲げるとともに、第5章の「重点的取組3」では、河川洪水に備えた対策を取り上げ、浸水被害の軽減に取り組んでいきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

	意見概要	対応
24 ・ 25	<p>本県は、伊勢湾台風で高潮による大きな被害を受けているが、高潮対策についての取組や今後の方針等の記載が少ないように思われる。また、高潮からの避難対策を推進するためには、高潮による浸水予測が必要であると思われる。海岸堤防の整備も重要であるが、どこまで避難すれば良いのかを示すため、高潮浸水予測図の作成を検討してはどうか。(他、同様の意見1件)</p>	<p>④ 高潮対策については、第5章の「重点的取組3」において海岸保全施設の整備を推進していくほか、「重点的取組1」では、国の「米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団」による報告書において、巨大台風が引き起こす大規模災害について、特に対策をとることが必要とされた地域の一つに海拔ゼロメートル地帯に触れており、これらの取組を進めていくための行動計画を掲げています。</p> <p>なお、ご意見のあった高潮浸水予測に基づく避難対策につきまして、現在、本県の沿岸地域では、平成26年3月に公表した南海トラフ地震の津波浸水予測図を基に、地域・市町とともに避難体制の整備に力を入れているところですので、こちらを最優先の課題として取り組んでいきたいと考えています。</p>
26	<p>津市の防災行政無線について、話し方だけではなくチャイムからサイレンへの改善も行っている。</p>	<p>① ご意見をふまえ、第5章の「重点的取組5」の記述を加筆しました。</p>
27	<p>市町が事前に定めた避難にかかる判断の基準について、その基準を超過した場合、県から市町に対して避難勧告等の発令を促すことができないか。対応の遅れやミスを防ぐチェック機能になると考える。人的な管理が難しい場合には、三重県防災情報プラットフォームにアラート機能をつけることも検討していただきたい。(河川については県、国管理とも)</p>	<p>③ 避難にかかる判断については、現場の状況確認や今後の気象予測なども含めての総合的な判断が求められるものと考えます。</p> <p>三重県防災情報プラットフォームにアラート機能を設けることについては、数値基準が必要です。</p> <p>第5章の「重点的取組6」において、「今後は、毎年、出水期までに、『三重県市町等防災対策会議』を開催することとし、災害対応に向けての連絡体制の確認や情報共有等を図る。」旨、明記しているところであり、同会議等を通じて必要な情報交換を行っていききたいと考えています。</p>

(第6章 行動計画)

	意見概要	対応
28	<p>指標について、全体として母数があるものは%を示した方が分かりやすいのではないか。</p>	<p>④ 行動項目の目標については、毎年、進行管理ができるよう、取組量や進捗率など可能な限り数値目標を掲げたところです。</p> <p>その際、%表示の目標設定では、計画期間中に数値変動が見込まれないような行動項目については、取組量を目標値（整備率ではなく整備延長）とするなどの配慮を行っていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
29	<p>行動項目「市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援」の目標項目を「公表した市町数」としていることについて、市町は、河川管理者が作成した浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成する必要がある。そのため、目標値の分母は、浸水想定区域図を作成した河川数にならないか。（国管理も含む）</p>	<p>④ ご意見のとおり、河川管理者が浸水想定区域図を作成し、市町はそれを基礎資料としてハザードマップを作成するという役割分担となっています。</p> <p>そのため、それぞれの取組の実施年度は、後者の取組が後年度となることが多く、ご意見の趣旨に沿った目標設定とした場合、同一年度における市町毎の取組の進捗状況を正しく捉えることが難しくなるのではないかと考えます。</p> <p>そこで、本計画では、洪水ハザードマップのほか、内水、土砂災害のハザードマップの作成支援にかかる目標項目は、「公表した市町数（累計）」として統一しているところですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
30	<p>上水道等のライフラインの確保について、下水道BCPの策定状況について触れることができないか。</p>	<p>④ ご意見のあった取組については、平成26年3月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」の施策20「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」において、「下水道地震・津波BCP計画の策定」という行動項目を掲げているところです。同計画の推進を通じて、取組を進めていきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

